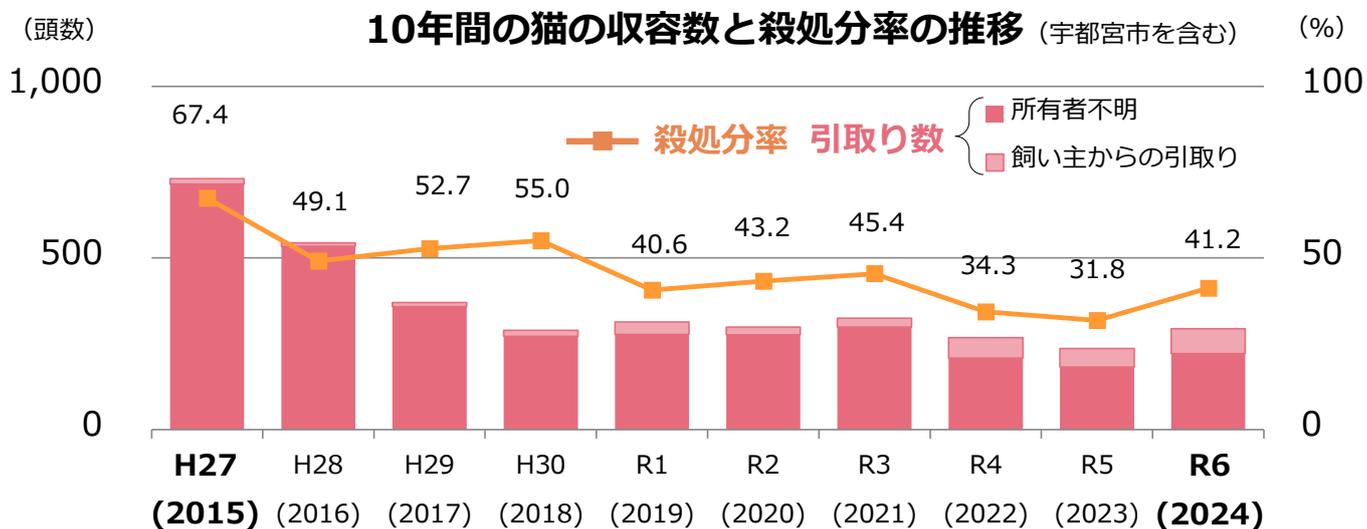


栃木県の現状（猫）

令和6年度には121頭の猫が殺処分になっています

- 猫は、犬とは異なりけい留しなければならない法的な規制がなく、外飼いしている飼い主もいるため、栃木県動物愛護指導センターをはじめ、**行政機関が猫を捕獲して収容することはありません。**
- 捨てられたり、親猫からはぐれてしまった等、**飼い主不明の生まれたばかりの子猫（幼齢猫）**は、そのままでは自活できないため、**安楽殺処分を前提に引取り**することがあります。



- **殺処分となる猫の多くは幼齢猫**で、そのほとんどは野良猫などが産んだ子猫です。野良猫には無責任なエサやりをせず、不幸な猫を生み出さないようにしましょう。
- 飼い猫には**不妊去勢手術**を済ませた上で、**室内飼い**により望まない繁殖を防ぎましょう。

